



基安安発 0314 第 6 号
平成 30 年 3 月 14 日

一般社団法人日本ショッピングセンター協会会長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部安全課長

商業における外国人労働者に対する安全衛生教育の推進について

貴団体におかれましては、平素より安全衛生行政の推進に当たり、御支援、御協力を賜っておりますことに厚く御礼申し上げます。

現在、商業では、経験年数の短い未熟練労働者が被災する労働災害が多発することに加え、外国人労働者の人数が増加していることから、日本人労働者のみならず、外国人労働者を含めて、更なる労働災害防止対策の適切な実施が強く求められています。

改めて申し上げるまでもなく、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 59 条第 1 項及び第 2 項に基づき、事業者には、労働者を対象として、雇入れ時等における安全衛生教育を適切に実施することが義務付けられていますので、日本人労働者のみならず、外国人労働者を含めて、安全衛生の確保の一環として、確実に安全衛生教育を実施していただくことが必要です。

今般、厚生労働省委託事業により、下記のとおり「商業向け未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアル（外国語教材（英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語）」を作成いたしましたので、貴団体におかれましては、ホームページへの掲載、関係事業場が参集する機会、会報の送付、会員向けのメールマガジンの配信等のあらゆる機会を捉え、周知していただき、外国人労働者に対する安全衛生教育の推進を図られますようお願い申し上げます。

記

1 趣旨

経験年数の短い未熟練労働者については、国籍にかかわらず、労働者全体に比べ労働災害発生率が高い状況に鑑み、特に商業の中小規模事業場における雇入れ時や作業内容

変更時等の安全衛生教育に役立つものとしています。

外国人労働者の方々が安全衛生に関する理解を深めていただく上では、安全衛生教育を外国語で受講することは重要と言えますので、平成28年度に厚生労働省委託事業により作成した「商業向け未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアル」を英語、ポルトガル語、スペイン語及び中国語に翻訳しました。

2 公開場所

以下の厚生労働省ホームページに掲載を行う予定です。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000118557.html>

3 利用上の留意事項

利用に当たっては、別添の事項に御留意をお願いします。

留意事項

1 本外国語マニュアルの利用にあたって

本外国語マニュアルの利用については、厚生労働省ホームページ利用規約（※1）を援用するものとします。

このため、同利用規約に基づき、複製、公衆送信、翻訳・変形等の翻案等、自由に利用できます。商用利用も可能です。また、数値データ、簡単な表・グラフ等は著作権の対象ではありませんので、これらについては本利用ルールの適用はなく、自由に利用できます。利用にあたっては、厚生労働省ホームページ利用規約に定める利用ルールに同意したものとみなします。

本外国語マニュアルを利用する際には、出典を記載してください。出典の記載方法は以下のとおりです。

（出典記載例） 厚生労働省委託事業「〇〇業向け未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアル（〇〇語）」

本外国語マニュアルを編集・加工等して利用する場合は、上記出典とは別に、編集・加工等を行ったことを記載してください。また編集・加工した情報を、あたかも国（又は府省等）が作成したかのような態様で公表・利用してはいけません。

（本外国語教材を編集・加工等して利用する場合の記載例）

- ・ 厚生労働省委託事業「〇〇業向け未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアル（〇〇語）」を加工して作成
- ・ 厚生労働省委託事業「〇〇業向け未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアル（〇〇語）」をもとに〇〇株式会社作成 など

詳しくは、厚生労働省ホームページ利用規約（※1）をご確認ください。

（※1） <http://www.mhlw.go.jp/chosakuken/>

2 日本語から外国語への翻訳について

本外国語マニュアル（英語、ポルトガル語、スペイン語及び中国語の4言語）については、平成28年度に作成した「陸上貨物運送事業向け未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアル」及び「商業向け未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアル」を翻訳し、作成しました。このため、「日本語マニュアル」と「外国語マニュアル」の各ページは対応しており、各ページには日本語と外国語により同じ情報が記載されています。

外国語への翻訳については、民間企業における用例の実態等を踏まえ、ひとつの例として例示（平成30年（2018年）2月末時点）したものであり、厚生労働省が公式に定めた外国語訳ではありません。

また、外国人労働者に対する安全衛生教育を実施する場合には、それぞれの企業、事業場等の実態に即した外国語に翻訳していただいて差し支えありません。

（※2）未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアル

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000118557.html>